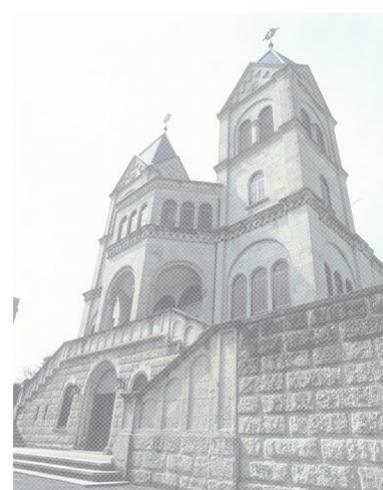




宇都宮市自治基本条例 解説書



宇 都 宮 市

宇都宮市自治基本条例 解説書
目 次

はじめに	1
I 宇都宮市自治基本条例制定の経過	3
II 宇都宮市自治基本条例について	
第1 宇都宮市自治基本条例の構成	7
1 構成	
2 条例の目的	
3 特徴	
第2 条例全文	1 1
第3 各条文の解説	
前 文	1 7
第1章 総則	
第1条 目的	2 0
第2条 定義	2 1
第3条 基本理念	2 5
第2章 市民の権利及び責務	
第4条 市民の権利	2 7
第5条 市民の責務	2 8
第3章 市政運営	
第1節 市政運営の基本原則	
第6条	2 9
第2節 議決機関	
第7条 議会の責務	3 4
第8条 議員の責務	3 4
第3節 執行機関	
第9条 市長の責務	3 5
第10条 執行機関の責務	3 6
第11条 職員の責務	3 8
第4節 行政経営手続	
第12条	3 9
第5節 市政運営への市民参画	
第13条 附属機関等	4 2
第14条 意見公募手続	4 4
第15条 住民投票	4 6
第4章 公共的活動	4 9
第16条 地域活動団体の役割	5 0
第17条 非営利活動団体の役割	5 1
第18条 事業者の役割	5 2

第19条	自立及び互助	54
第20条	情報共有	55
第21条	人材育成	56
第5章	条例の趣旨の尊重	
第22条		57

はじめに

宇都宮市では、本市に住み、働き、学ぶ人々が、自らの地域のことは自ら考え行動し、また自らの地域における活動を協働と社会資源の活用により推進していくことにより、市民のための自治を確立し、市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くための基本的なルールとして、宇都宮市自治基本条例を作りました。

「自治基本条例」とはなんだろう…

なぜこの条例を作ったのだろう…

この条例ができると私たちの生活は、どのように変わるのだろう… など様々な疑問がわいてくると思います。

そこで、より深く自治基本条例を理解していただくため、この解説書を作成しました。

この条例は、本市における自治の基本理念、市政運営の基本原則、市民の市政への参画、市民間の協働の仕組みなどの公共的活動のルール等、本市の自治に関する基本的な意思を明らかにする条例です。

私たちの宇都宮市が、何十年、何百年先も、魅力と活力にあふれた都市として輝き続けるよう、「市民みんなが幸せに暮らせるまち宇都宮」を実現するため、宇都宮のまちづくりを担う私たちが、この条例を理解し、守り育てていく際に、この解説書を活用いただけると幸いです。



I 宇都宮市自治基本条例制定の経過

I 宇都宮市自治基本条例制定の経過

■ 制定の背景 ～ 真の分権型社会を目指して ～

平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)では、国と地方公共団体の役割分担を見直し、地方公共団体は国から自立し、住民の意思と責任で地域の課題解決に取り組むことが求められています。また、三位一体の改革により、地方自治体の財源的な自立も求められるようになってきました。

こうした状況を背景として、それぞれの地方公共団体は、真の分権型社会を作り上げていくため、これまでの行政主導の自治体運営から地域社会の多様な主体の協働による自治体運営への転換を図ることが求められるようになりました。

本市においては、既に市民、事業者等の多様な主体の意思や活動に基づく自治の実践や、それらの主体の参画による取組を数多く展開しています。

地方分権の推進を図る国の動向を前提として、本市では本市におけるこれまでの取組を再確認するとともに、住民生活の多様化・個性化、高齢・少子化社会の到来などの時代の変化による多様なニーズに応じたきめ細かな行政サービスを提供していくため、新たな行政課題に対応し、より魅力と活力あるまちづくりの実現に向け、本市の目指す自治のあり方を示すべく、何らかのルール作りが必要となってきたのです。

■ 宇都宮市自治基本条例を考える会議 ～ 市民・議会・執行機関での議論 ～

そして本市では、さらに市民が幸せに暮らしていけるようなまちづくりを実現するため、自治基本条例を作ることにしました。また、自治基本条例は、その内容が自治に関する基本的な事項を定めるものであり、今後の本市の自治の基礎となっていくものであるため、条例の検討に当たっては、自治の担い手である市民とともに進んでいく必要があると考えました。

そのため、本市では、自治の主体である市民と議会と執行機関の三者が対等の立場で議論をしていく必要があると考え、「宇都宮市自治基本条例を考える会議」(以下、「考える会議」という。)を設置し、検討してきました。

考える会議は、様々な立場からの意見を集約し検討するため、学識経験者、関係団体代表者、公募市民、市議会議員、市職員の48名からなり、このうち公募



「自治基本条例を考える会議」
(ワークショップ)

委員は約半数の23名を占め、自治基本条例を検討する場としては、全国的にも最大規模の委員構成となりました。

会議では、自治基本条例が必要な理由や条例に盛り込むべき事項の検討など、ワークショップや分科会などの手法を用いて議論を行い、平成20年8月に「宇都宮市自治基本条例を考える会議提言書」を取りまとめ、市長へ「考える会議」での議論の成果を、提言書として報告しました。



「提言書の提出」

条例の制定 ～ 「市民みんなが幸せに暮らせるまち宇都宮」を目指して ～

市は、「考える会議」からの提言書を受け、条例の構成等についての検討を重ね、条例素案を作成しました。パブリックコメントでは、その条例素案を公表し、多くの方々からの御意見をいただきました。

考える会議からの提言やパブリックコメントにおける意見を踏まえ、市では、条例中に盛り込める意見はできる限り反映させていくこととして、最終的な条例案をまとめました。

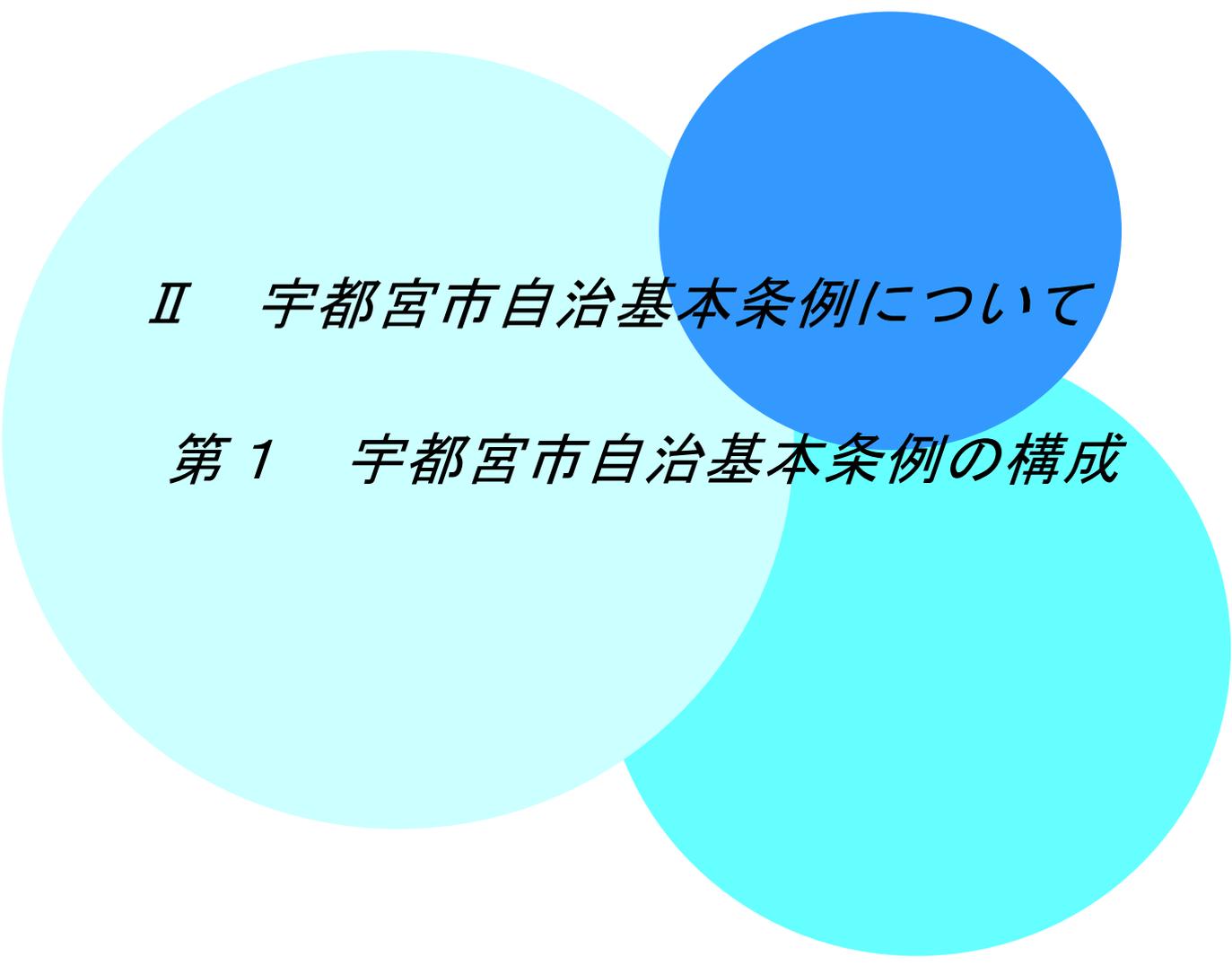
そして、「宇都宮市自治基本条例」は、平成20年12月議会で可決され、平成21年4月1日から施行となりました。

この条例は、私たち自らがどのような宇都宮の将来像を描くかということにかかわるものであり、この条例には、宇都宮のまちづくりを担う私たちが共通して認識しておくべきことが盛り込まれています。



宇都宮市議会の様子

この条例では、本市にふさわしい自治を実現するため、私たちの宇都宮市が、何十年、何百年先も、魅力と活力にあふれた都市として輝き続けられるよう、市民のための自治を確立することにより、市民がさらに幸せに暮らせるまちを築いていくことを目的としています。



Ⅱ 宇都宮市自治基本条例について

第1 宇都宮市自治基本条例の構成

II 宇都宮市自治基本条例について

第1 宇都宮市自治基本条例の構成

1 構成

前 文

第1章 総則

目的

- ・ 市民のための自治を確立し，市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くこと。

基本理念

- ・ 市民自治，団体自治
- ・ 協働及び社会資源の活用による公共的活動の推進

第2章 市民の 権利及び 責務

- ・ 市政に参画する権利
- ・ 平等に行政サービスを受ける権利
- ・ 市政及び公共的活動に協力する責務
- ・ 市税等を負担する責務 等

第3章 市政運営

- ・ 市政運営の基本原則
- ・ 議決機関
- ・ 執行機関
- ・ 行政経営手続（方針，予算編成・執行，検証等）
- ・ 市政運営への市民参画（附属機関等，意見公募手続，住民投票）

第4章 公共的 活動

- ・ 地域活動団体の役割
- ・ 非営利活動団体の役割
- ・ 事業者の役割
- ・ 自立及び互助
- ・ 情報共有
- ・ 人材育成

第5章 条例の趣旨の尊重

「宇都宮市自治基本条例」の構成について

前文では、本市の自然や歴史、本市の目指す自治のあり方、条例制定の目的を明らかにしました。

第1章では、市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くという「目的」や本市にふさわしい自治を実現していくための「基本理念」を明らかにしました。

第2章では、自治を担う主体である市民の権利及び責務を規定しました。

第3章では、まず「第1節 市政運営の基本原則」で、市政運営の基礎となる6つの基本原則を、「第4節 行政経営手続」では『計画・実施・評価・改善』のマネジメントサイクルに沿った規定を、「第5節 市政運営への市民参画」では、市民の市政参画の手法のうち、主なものを規定しました。

第4章では、公共的活動を担う「地域活動団体」等の役割を明らかにするとともに、公共的活動の実施に当たって共有すべき事項である「自立及び互助」「情報共有」「人材育成」を規定しました。

第5章では、この条例が本市の自治に関する最も基本的な事項を定めるものであることから、条例の趣旨を最大限、尊重しなければならないことを規定しました。

2 条例の目的 ～自治基本条例が目指すもの～

この条例が目指す目的は、次のとおりです。

● 市民がさらに幸せに暮らせるようにすること

この条例は、地方分権が進む中、多様な主体が協働することを基礎とした、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的な事項や仕組みなどを定めるものであり、その大きな目的とは、「宇都宮市民がさらに幸せに暮らせるようにすること」です。

この目的を達成するため、以下の2つの手法により実現します。

● 共感と思いやり

人間の幸せは、便利で豊かな地域に根差した新しい文化を求めていくことのみならず、共に暮らす人々との共感と思いやりの中にも求められます。

● 公共的な課題の解決

私たちは社会的責任を有する存在であり、共に幸せになるために公共的な課題を解決していく責務を負っており、その程度や範囲は、全市民が、多様な段階、方法で考え、話し合い、決定していくとともに、協働のもと、役割と責任を担い合って、共に課題解決に取り組んでいかなければなりません。

3 特徴

本市の自治基本条例の特徴は、以下の2点が挙げられます。

(1) 公共的活動の章を設けていること。

宇都宮市自治基本条例は、公共的活動の章（条例第4章）を設けていることが最大の特徴です。

この章では、公共的活動の実施に当たっては、市民が自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、連携しながら、率先して行うことこそが、自治の基盤となることを明らかにしています。

これは当然のことではありますが、この前提の上でこそ、市民・議会・執行機関の役割（条例第2章及び第3章）が明確化され则认为られることから、規定したものです。

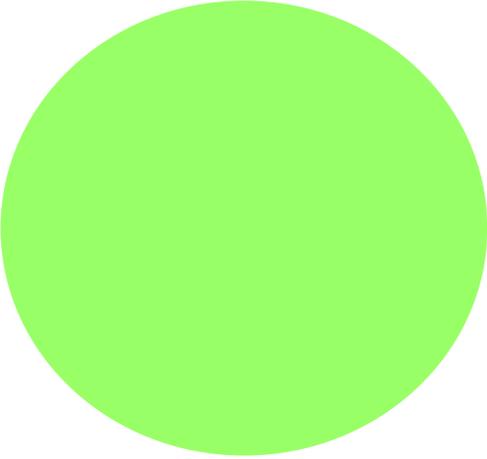
この他、公共的活動の章では、地域活動団体・非営利活動団体・事業者の役割、情報共有、人材育成について述べられていますが、これらも、公共的活動の実施に当たり、必要な事項を規定したものです。

なお、宇都宮市自治基本条例においては、市民・議会・執行機関の各役割と責任を担い合い、相互のバランスを保つことこそが、ルールとして規定すべきことであると考えていることから、市民・議会・執行機関の役割（条例第2章及び第3章）を、公共的活動（第4章）より前に規定しています。

(2) 行政経営手続を明確に規定していること。

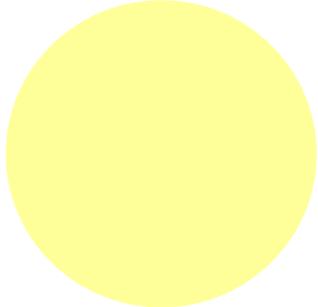
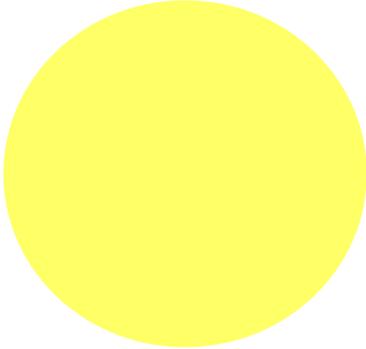
効果的・効率的な行政経営を行うため、「計画・実施・評価・改善」のマネジメントサイクルにより行われている市政運営の基本方針の明確化、予算の編成・執行、定期的な検証、行政改革や財政状況の公表の手続を、条例第12条で定めています。

本市は、これらをPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）として位置付け、推進していることから、自治基本条例においても明確に規定したものです。



II 宇都宮市自治基本条例について

第2 条例全文



第2 条例全文

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市民の権利及び責務（第4条・第5条）

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則（第6条）

第2節 議決機関（第7条・第8条）

第3節 執行機関（第9条－第11条）

第4節 行政経営手続（第12条）

第5節 市政運営への市民参画（第13条－第15条）

第4章 公共的活動（第16条－第21条）

第5章 条例の趣旨の尊重（第22条）

附則

宇都宮市は、関東平野の北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の森を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきた。

近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けている。

この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人としての責任を有している。

さらに、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても責任を有している。

私たちは、この地において、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、地域に根差した新しい文化を求め、創っていかうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを築いていきたいと考えている。

また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を創っていきたいと考えている。

このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市のそれぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要である。

私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに地域活動団体等の役割を定めることにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。
- (2) 公共的活動 市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。
- (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4) 社会資源の活用 人、財物、情報その他社会的諸活動に利用可能な資源（以下「社会資源」という。）を大切にすることをもち、有効に活用するとともに、自らも社会資源を創出し、互いに提供し合うことをいう。
- (5) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。
- (6) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせず活動する団体（前号に定めるものを除く。）をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体（前2号に定めるものを除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。

2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的に推進されることを目指すものでなければならない。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第4条 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利を有する。

- 2 市民は、市政に参画する権利を有する。
- 3 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ責務を負う。

2 市民は、行政サービスに伴う市税等を負担する責務を負う。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

第6条 市は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、当該各号に定めるその趣旨にのっとり、市政運営を行うものとする。

- (1) 市民意思の尊重 市民が市政に関する意見を述べる機会を確保するとともに、市民意思を尊重すること。
- (2) 計画行政の推進 長期的な展望に立った総合計画を策定し、計画的な市政運営を行うこと。
- (3) 効率性及び有効性の確保 経営資源を効率的かつ有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすること。
- (4) 透明性の確保 市民に対し、積極的に市政に関する情報を提供することにより、説明する責務を果たすこと。
- (5) 公正の確保 行政手続に関する基準を明らかにするとともに、法令を遵守し、違法又は不当な行為が発生しないようにすること。
- (6) 国等との連携 国及び関係地方公共団体と連携して、共通する課題の解決に努めること。

第2節 議決機関

(議会の責務)

第7条 議会は、市民意思を的確に市政に反映させるとともに、市政運営を監視し、及び政策を立案する。

(議員の責務)

第8条 議員は、誠実に議会活動を行うとともに、その活動状況を積極的に市民に公表するよう努めなければならない。

第3節 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、本市を代表し、総合的に市政を運営する。

(執行機関の責務)

第10条 執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委

員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、誠実にその権限に属する事務を執行するとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めなければならない。

- 2 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。

第4節 行政経営手続

第12条 市長は、毎年、市政運営の基本方針を明らかにしなければならない。

- 2 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、財政の健全性を確保するとともに、市民福祉の増進を図るものとしなければならない。
- 3 市長は、財源及び人員の最適な配分が図られるよう定期的に検証し、その効率化を図らなければならない。
- 4 市長は、市有財産を適正に管理し、公正かつ合理的に活用しなければならない。
- 5 市長は、財政事情の公表その他の手段を通じて、本市の財政状況を分かりやすく市民に伝えなければならない。

第5節 市政運営への市民参画

(附属機関等)

第13条 執行機関は、附属機関等(審査会、審議会その他の附属機関及びこれらに類する合議制の機関をいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、その設置の目的に応じ、委員を公募しなければならない。

- 2 附属機関等は、特に理由がある場合を除き、会議を公開しなければならない。

(意見公募手続)

第14条 執行機関は、主要な政策等を策定するに当たっては、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定をしなければならない。

(住民投票)

第15条 市は、市政に係る特に重要な事項について、直接に住民の意思を確認する必要があると認めるときは、事案ごとに別に条例で定めるところにより住民投票を実施し、その結果を尊重しなければならない。

第4章 公共的活動

(地域活動団体の役割)

第16条 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。

(非営利活動団体の役割)

第17条 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の公共的活動を先導し、及び協力しながら、その補完に努めるものとする。

(事業者の役割)

第18条 事業者は、市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持に努め、自らも公共的活動に協力するものとする。

2 事業者は、自然環境及び良好な居住環境が守られるよう配慮するほか、自ら進んで社会的責任を負担しなければならない。

(自立及び互助)

第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。

(情報共有)

第20条 公共的活動にかかわる者は、公共的活動に関する情報を積極的に発信し、その共有に努めるものとする。

(人材育成)

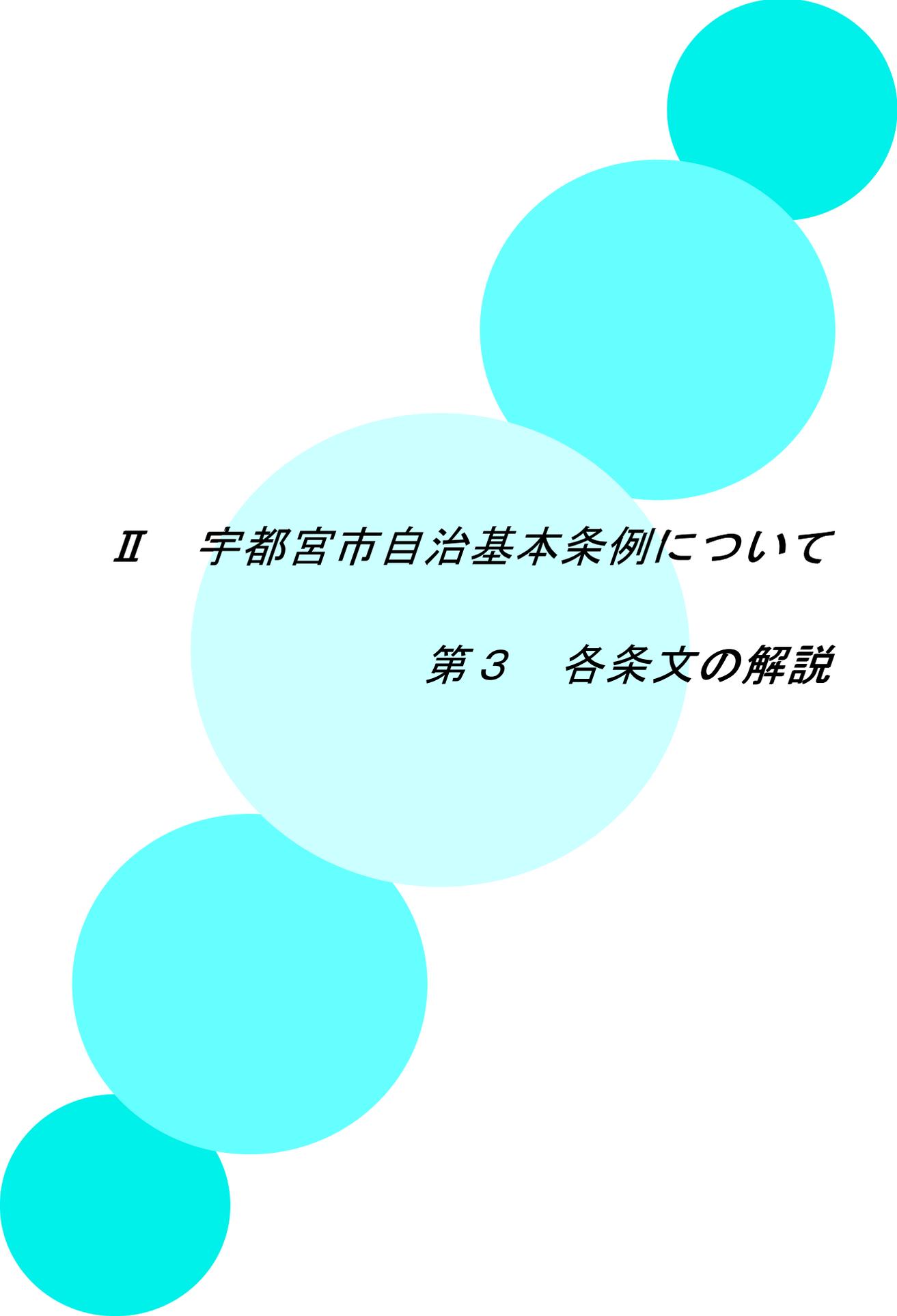
第21条 公共的活動にかかわる者は、絶えず自らの能力向上に取り組むほか、公共的課題を解決することができる人材の育成に努めるものとする。

第5章 条例の趣旨の尊重

第22条 この条例は、本市の自治に関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨が最大限尊重されるものでなければならない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



Ⅱ 宇都宮市自治基本条例について

第3 各条文の解説

前 文

宇都宮市は、関東平野の北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の森を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきた。

近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けている。

この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人としての責任を有している。

さらに、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても責任を有している。

私たちは、この地において、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、地域に根差した新しい文化を求め、創っていこうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを築いていきたいと考えている。

また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を創っていきたいと考えている。

このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市のそれぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要である。

私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定する。

【解説】

「前文」は、条例の各本条の前に置かれる文章で、条例制定の趣旨・目的・基本原則を強調して宣言する必要がある場合に置かれるものです。そのため、「前文」は、基本的な事項を定める条例に多く置かれています。本市の条例においては、宇都宮市男女共同参画推進条例や宇都宮市環境基本条例にも前文が置かれています。

「宇都宮市自治基本条例」は、本市の自治を実現していく上で、最も基本的な事項を定めるものであるため、この条例にも前文を置きました。

前文では、本市の自然や歴史、本市が目指す自治のあり方、条例制定の目的を述べました。

また、前文は、必ずしも具体的な規定を定めるものではありませんが、条例の一部を構成し、各規定の解釈の基準を示すものです。

前文の各段落では、以下の内容を明らかにしています。

第 1, 2 段落

ここでは、宇都宮市の自然や歩んできた歴史を述べています。

宇都宮市は、広大な関東平野のほぼ北端に位置し、北西部に日光連山を仰ぎ、東南部に鬼怒川が流れ、豊かで美しい自然に囲まれた歴史あるまちです。



「宇都宮市中心部と日光連山」

第 3, 4 段落

ここでは、宇都宮市に住み、学び、働く私たちが、まちづくりの担い手としての責任ばかりではなく、環境問題その他の地球規模の課題に対する責任など、様々な責任を有していることを述べています。

私たちは、この宇都宮市ならではの幸せを求めて、住民として、または、働く人・学ぶ人としてこの地に集っています。そこには自然にまちが生まれ、私たちはまちの一員として、他の人々と協力し合って、幸せを目指さなくてはならないという責任を負っています。

さらに、私たちは、この宇都宮市という一地域のみならず、この地球の一員として、地球規模の課題に対しても、他の地域、他の国の人々とも協力していく責任を負っています。

第 5, 6 段落

ここでは、より住みやすいまちの構築と、思いやりのある社会の創造という、本市が目指すまちづくりのあり方を述べています。

私たちは、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、生きるために役立つ、地域に根差した新しい文化を求め、創り、受け入れることで幸せを感じており、そのような中、私たちみんなに共通する思いとして、より住みやすいまちを構築していくことを目指しています。

住みやすいまちの例としては、活力あるまち、環境に配慮したまち、新しい文化が創造されていくまちなどが挙げられます。

また、私たちは、まわりの人々に共感しながら日々の生活を送っており、自らの幸せを追求するだけでなく、やさしさを持ち、まわりの人々をも幸せにすることで自らも幸せになろうとしており、やはり私たちに共通する思いとして、よりやさしさ、思いやりで満ちた社会を構築していくことを目指しています。

思いやりのある社会の例としては、みんなが安全に、安心して幸せに暮らせる社会、多様な人々が対等の立場で互いに尊重し合い、支え合って共に生きていく共生社会などが挙げられます。

これらの住みやすいまち、思いやりのある社会を実現し、市民みんながさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくことができるように、私たちは公共的活動（第2条第2号参照）を行います。

このように、市民がさらに幸せに暮らしていくためには、みんなで公共的活動を行い「自治を担っていくこと」が重要であると、この条例では謳っています。

第7段落

ここでは、本市の目指すまちづくりを実現していくために必要な仕組みについて述べています。

自治を担う主体としては、市役所のほか、市民や自治会を始めとする地域活動団体、NPO・ボランティア等の非営利活動団体、事業者などが挙げられます。

多様化する市民ニーズに応えるためには、それぞれが役割分担し、人や物を大切に作る精神（「もったいない」という心）を持って、人的資源、物的資源、制度的資源、知的資源等の各種の社会資源を利活用しつつ、協力しながら公共的活動を行っていく必要があります。

第8段落

ここでは、宇都宮市自治基本条例が制定されるに至った経緯を述べています。

この条例は、多種多様な主体が協力することによって運営される、私たちに最も身近な自治がどの様なものであるべきかを、自治の担い手である私たちが話し合った成果なのです。

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに地域活動団体等の役割を定めることにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例に定められている内容と本市が目指す自治を規定することにより、この条例を制定する目的を定めています。

目的規定は、法令を構成する条文の始めに置かれ、その法令の立法目的を簡潔に表したもので、その法令の他の条文を解釈する場合の指針となるものです。

条例の内容

市民のための自治を確立するために、大きく2つの事項を条例の内容として表しています。

① 本市の自治の基本理念

後述の「第3条 基本理念」(P25)において、さらに次の2つの具体的な事項を明らかにしました(詳細は後述)。

- 市民自治・団体自治
- 公共的活動の推進

② 市民の権利・責務、市政運営の基本原則、地域活動団体等の役割

市民のための自治を確立するために必要となる、第2章から第4章までに規定している条例の内容を明らかにしています。

これらを踏まえ、本市が目指す自治を築く目的として、「市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くこと」としています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

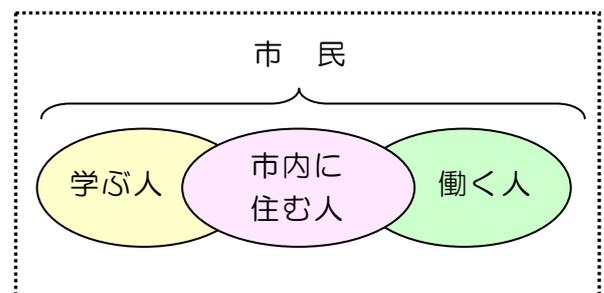
- (1) 市民 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。
- (2) 公共的活動 市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。
- (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4) 社会資源の活用 人、財物、情報その他社会的諸活動に利用可能な資源（以下「社会資源」という。）を大切に作る心を持ち、有効に活用するとともに、自らも社会資源を創出し、互いに提供し合うことをいう。
- (5) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。
- (6) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせず活動する団体（前号に定めるものを除く。）をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体（前2号に定めるものを除く。）をいう。

【解説】

第2条では、条例で使われる用語の意味を明らかにしています。

第1号 「市民」

自治を担う主体は、市内に住む人、すなわち住民¹に限定されるものではないことから、住民にとどまらず、市内で学ぶ人、働く人を含めています。この「市内に住む人」には、在住外国人が含まれます。



市民の範囲を広げて定義している理由は、地域の課題解決やまちづくりを進めていくに当たっては、いわゆる「住民」だけではなく、本市に集う様々な人々が協力して解決していく必要があるためです。

¹ 「住民」： 住民とは、本市に住所を有するものをいいます。

地方自治法第10条第1項において、「市町村の区域内に住所を有するものは当該市町村及びこれを包含する都道府県の住民とする。」とされています。

第2号 「公共的活動」

市民が、お互いのために協力して行う活動を言います。

ここでいう、「共通する便益の増進につながる活動」とは、私たち市民がさらに幸せに暮らしていくために、必要だと共通して認識する活動のすべてを言います。例えば、落ち葉拾い、河川の清掃、花の植栽活動などが挙げられます。

この公共的活動は、時代やニーズによって変化するものであるため、その内容や範囲は、第19条（自立及び互助）にもあるとおり、公共的活動にかかわる者（ここでは、議会や執行機関を含みます。）がお互いに話し合う中で決定されていくものです。

市民が、自治を行う上での課題やニーズを把握し、解決してよりよい自治を推進していこうとする取組そのものが公共的活動であると言えます。



第3号 「協働」

協働とは、「市民がさらに幸せに暮らせるまちを築く」というこの条例の目的を達成するために、市民が自発的に互いに協力して行う取組を言います。

この取組の主体は市民であって、市と市民が協働する場合には、市政への協力として表現しています（第5条参照）。

なお、本市においては、「市民協働推進指針」（平成16年11月策定）でも定義しています。

◆ 市民協働とは

「市民協働推進指針」では、次のように定義をしています。



「市民協働」とは、私たちのまちについての共通の目標を実現するために、私たちが対等な立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を發揮し合いながら連携・協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことです。

本市では、この指針と「みんなでまちづくりプラン（第2次市民協働推進計画）」（平成24年3月策定）に基づき、市民協働を推進しています。

第4号 「社会資源の活用」

本市が目指す自治の実現のために、社会的活動に利用可能な資源を利用・活用し、また自らも資源を提供することを言います。

前文中の「『もったいない²』という心を持ち、社会資源を活用」することを具体的に表現したものです。

この「社会資源」には、人材等の「人的資源」、建物や自然等の「物的資源」のほか、法制度等の「制度的資源」、情報等の「知的資源」も含まれます。

なお、「人」は、かけがえのない人格を有し、尊重され、大切にされなければならないとともに、その能力を公共的活動のため、有効に活用していくことが求められています。その能力向上については、第21条（人材育成）でも規定しています。

第5号 「地域活動団体」

地域に根差して形成された、地域で自主的に公共的活動を行う団体を言います。

例えば、自治会、地域まちづくり組織、子ども会等が挙げられます。

まちづくりの基本単位は、地域にあると言えます。一人の力では解決できないような地域の課題であっても、地域で協力しあって、その課題を共有することで、解決していくことが可能となるのです。

第6号 「非営利活動団体」

地域という枠組みにとらわれず、営利を目的としないで、自主的に公共的活動を行う団体を言います。

例えば、大学などの教育機関、非営利活動法人（NPO法人）や非営利活動団体、各種ボランティア団体等が含まれます。

地域にとらわれないうで、それぞれに共通する課題を認識し、自主的に解決していくことが、全市的な課題解決のきっかけとなるのです。

第7号 「事業者」

市内において、事業活動を行う株式会社を始めとする営利活動団体等を言います。

この「事業活動」とは、一定の目的を持って継続的に行われる活動を言います。

事業者は、社会の中で、社会的・経済的に大きな影響力を持つ存在です。

² 「もったいない」とは、人の能力やものの値打ちが生かされないことは惜しいので、これらを大切にしていこうとする考え方のことを言います。

この事業者は、企業価値を創造する一方で、地域社会との信頼関係や協力関係を構築することにより、本市の自治を担う主体としての側面を有しています。

◆ 営利活動と非営利活動

そもそも営利活動と非営利活動とは、明確に区分できるものなのでしょうか。

つまり、NPO 法人等は、営利を目的としないで、自主的に公共的活動を行う団体としての側面を有すると同時に、経済的な事業活動を行う団体としての側面を有することがあります。また、企業等の事業者も、営利を追求する経済的な事業活動を行う団体として存在していますが、社会貢献活動を行う場合には、公共的活動を行う団体としての側面を有しています。

このような側面を考えると、営利活動と非営利活動とは、厳密に区分できるものとはいえず、一見するとこれらの活動を分けて規定することは難しいようにも思えます。

しかし、宇都宮市自治基本条例においては、本来の団体が持つ性質に着目し、営利を目的としないで活動する団体を「非営利活動団体」、営利を目的として活動する団体を「事業者」とに分けて概念を整理し、規定しています。

第3条 基本理念

(基本理念)

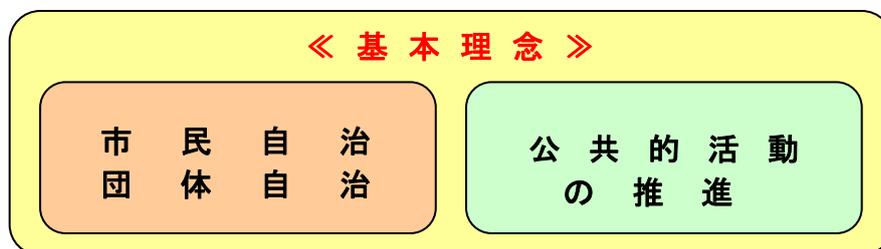
第3条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。

2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的に推進されることを目指すものでなければならない。

【解説】

第3条では、本市にふさわしい自治のあるべき姿を定めています。

本市にふさわしい自治を実現していくために、次の2つの基本理念を掲げています。



第1項 市民自治及び団体自治

第1項は、憲法第92条³に規定する「地方自治の本旨」の内容を、本市の自治基本条例にふさわしい言葉で表したものです。

この「地方自治の本旨」とは、憲法上、住民自治と団体自治の2つの内容を含むと考えられています。

住民自治とは、地方における政治や行政を国の機関の手によってではなく、その地方の住民又は代表者の手によって自主的に行うことを言います。また、団体自治とは、国から独立した法人格を持つ存在として地方公共団体を認め、公共的な事務をその団体の事務とし、その団体自らの手で、責任を持って事務を行うことを言います。

この条例では、住民自治や団体自治を、次のように表しています。

- 市民自治
市民が自らの責任や判断に基づき市政に参画すること
- 団体自治
市政運営が自主的かつ自立的になされるものであること

³ 憲法第92条

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」

第2項 公共的活動の推進

第2項は、市民、地域活動団体等が行う公共的活動の推進を述べています。

- 公共的活動の推進

公共的活動が協働や社会資源の活用により効果的に推進されることを目指すものであること

第2章 市民の権利及び責務

第4条 市民の権利

(市民の権利)

第4条 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利を有する。

2 市民は、市政に参画する権利を有する。

3 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を有する。

【解説】

第4条では、自治を担う主体としての市民が有する権利について定めています。

第1項 個人の尊重、市民としての幸せを求めていく権利

市民は、お互いを大切に、尊重し合わなければなりません。

「個人として尊重される」とは、不当な差別がなく、人間としての尊厳が守られるべきであることを定めています。

「市民としての幸せを求めていく権利」は、日本国憲法第13条後段で保障されている国民としての幸せを求めていく権利（幸福追求権）を、「市民であることの幸せ」を求めていく権利として確認し、この条例においても定めました。

第2項 市政に参画する権利

市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くため、また「市民のための自治」を確立するための基本的な権利として、市政へ参画する権利を定めています。

市民が市政へ参画する主な手段としては、参政権を保障した選挙のほか、附属機関等の委員としての参加、意見公募手続（パブリックコメント）による意見提出等（第13条～第15条参照）があります。

第3項 平等に行政サービスを受ける権利

ここでは、市民が平等に行政サービスを受ける権利があることを定めています。

「平等に」とは、性別、能力、年齢、財産など、市民それぞれが置かれている状況や立場の違いを前提としながら、平等に取り扱われることを意味しています。

第5条 市民の責務

(市民の責務)

第5条 市民は、一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ責務を負う。

2 市民は、行政サービスに伴う市税等を負担する責務を負う。

【解説】

第5条では、前条の市民の権利とともに、自治を担う主体としての市民が負う責務を定めています。

第1項 互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動にかかわる責務

市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くため、市民は、一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわっていく責務を負うことを定めています。

第2項 行政サービスに伴う市税等を負担する責務

市民は、行政サービスを受ける権利を有する一方で、それに伴って生じる市税、使用料、手数料等を負担する責務があることを定めています。



◆ 協働と参画

「協働」とは、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを言います。

「参画」とは、事業や政策などの検討や決定の過程に関与するなど、責任ある役割を担うことを言います。似た言葉に「参加」がありますが、「参画」は、関与の程度が「参加」よりも強い状態を表現するものです。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

第6条 市政運営の基本原則

第6条 市は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、当該各号に定めるその趣旨にのっとり、市政運営を行うものとする。

- (1) 市民意思の尊重 市民が市政に関する意見を述べる機会を確保するとともに、市民意思を尊重すること。
- (2) 計画行政の推進 長期的な展望に立った総合計画を策定し、計画的な市政運営を行うこと。
- (3) 効率性及び有効性の確保 経営資源を効率的かつ有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすること。
- (4) 透明性の確保 市民に対し、積極的に市政に関する情報を提供することにより、説明する責務を果たすこと。
- (5) 公正の確保 行政手続に関する基準を明らかにするとともに、法令を遵守し、違法又は不当な行為が発生しないようにすること。
- (6) 国等との連携 国及び関係地方公共団体と連携して、共通する課題の解決に努めること。

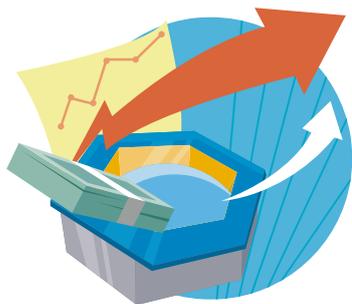
【解説】

第6条では、市民のための自治を確立するため、市政運営のあり方を定めています。前章に掲げた市民の権利を実効性のあるものとしていくための指針となるものです。

第1号 市民意思の尊重

市政運営に当たり、市民の意向を把握し、市民意思を尊重していくために必要となる、市民が市政に関する意見を述べる機会を確保することを定めるとともに、市政運営に当たっては、市民意思を尊重することを定めました。

第2号 計画行政の推進



市は、市民に最も身近な地方公共団体であるため、社会状況がめまぐるしく変動する中であっても、真に市民の信託に応え、適切な地域社会の経営を果たすために、将来を見据えた長期にわたる経営の基本を確立することが必要となります。

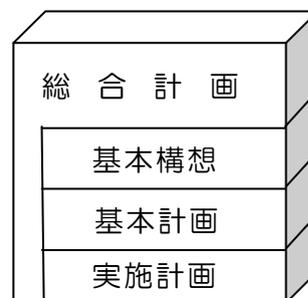
そこで、長期的な目標と具体的な取組を明らかにし、まちづくりを計画的に行う、計画行政の推進を、本市の自治の基本原則として

確認しています。

本市では、まちづくりの基本となる総合計画を策定し、総合的で計画的な市政運営を図っています。

◆総合計画とは？

本市の将来像を長期的に見通し、地域社会共通のまちづくりの目標を定め、これを実現するために必要な施策の向上を明らかにしたもので、具体的には「第○次宇都宮市総合計画」の全体を指します。これは、まちづくりを総合的、計画的に進めるための基本となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画の3つで構成されます。



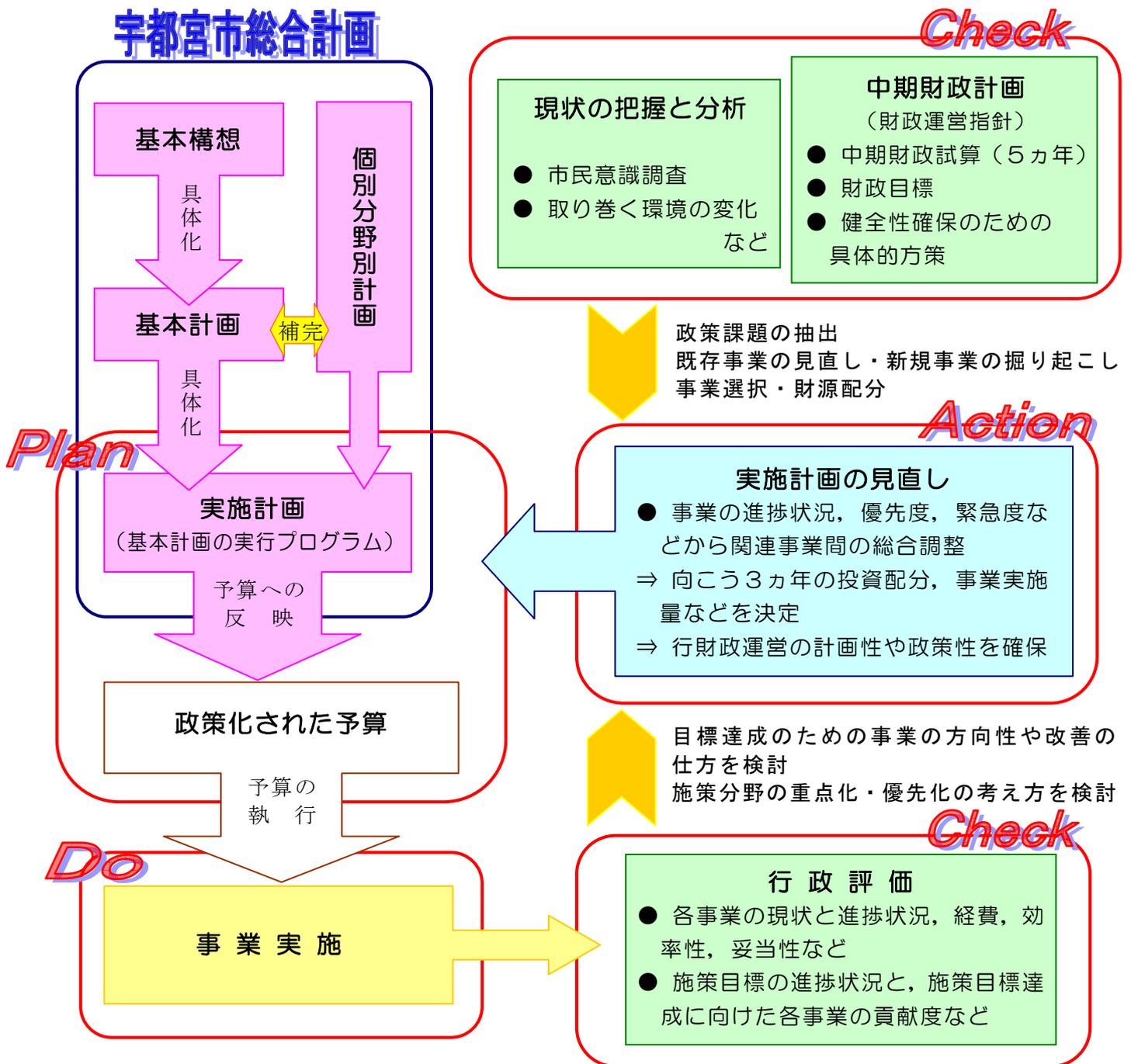
< 総合計画の仕組み >

基本構想：本市の目指す将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を明らかにしたもの

基本計画：基本構想で定めた目標を実現するための具体的な計画

実施計画：基本計画で定めた施策を年度ごとに具体化する計画

計画行政システムの関係と流れ（イメージ）



参考：第5次宇都宮市総合計画（平成20年3月）

第3号 効率性及び有効性の確保

ここでは、地方自治法第2条第14項⁴に定められる効率性及び有効性の確保の原則を確認しています。

本市では、効率性及び有効性を確保するために、政策評価⁵、施策評価⁶、事務事業評価⁷を行っています（第12条第3項参照）。



第4号 透明性の確保

ここでは、市民のための自治を確立するために必要な、行政に関する情報公開と情報提供の責務について述べています。

自治は、市（議会や執行機関）だけではなく、市民や地域活動団体等の多様な主体が、育み、築き上げていくものです。多様な主体が参画して実践するまちづくりを推進していくためには、市が市政の透明性を高めるための情報公開の推進を図るとともに、市政に関する情報を市民に積極的に提供し、市民や地域活動団体等との間で情報を共有していくことが重要です。



第5号 公正の確保

市民の権利利益の保護を図るため、また、公正かつ民主的な市政運営を実現するため、申請に対する処分の審査基準や行政指導に関する指導要綱をはじめ、行政手続に関する基準を明らかにするほか、市政運営に当たって、法令を遵守することを定めています。

⁴ 地方自治法第2条第14項

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

地方公共団体が、その事務を処理するに当たって準拠すべき指針が定められています。

⁵ 「政策評価」：政策目的の達成のため、政策指標の達成度や、優先化・重点化を測るべき施策を検証するために実施するものです。

⁶ 「施策評価」：政策・施策目的の達成のため、施策評価の達成度や、施策内の事務事業の最適な組み合わせを検証するために実施するものです。

⁷ 「事務事業評価」：政策・施策の目的を達成するために行われている個々の行政活動について、施策への有効性及び必要性、手段の適切性などの観点から検証し、事務事業の質の向上などを目指すために実施するものです。

本市においては、「宇都宮市行政手続条例⁸（平成8年条例第41号）」を定め、行政運営の公正の確保に努めています。

行政の活動は、法律の定めるところにより、法律に従ってなされる必要があります（法律による行政の原理）。これは、当然のことですが、市政を運営していく執行機関においては、法令遵守体制を構築することは極めて重要です。また、違法な行為ばかりではなく、不当な行為も行わないようにしなければなりません。

第6号 国等との連携

国や関係地方公共団体と共通する課題に関しては、協力して解決していくべきことを定めたものです。

地方分権の進展や地域社会の課題の多様化・広域化に伴い、宇都宮市だけでは解決できない課題については、近隣市町村や県、国と協力して解決していくことを表しています。

⁸ 「宇都宮市行政手続条例」

この条例は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続に関する共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。この条例により、市民の権利利益の保護を図っています。

（参考）「行政手続法」（平成5年法律第88号）

行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること）の向上を図ることを目的として、行政上の手続についての一般法として制定された法律です。

第2節 議決機関

第7条 議会の責務

(議会の責務)

第7条 議会は、市民意思を的確に市政に反映させるとともに、市政運営を監視し、及び政策を立案する。

【解説】

第7条では、自治を構成する主体である議会の責務を明らかにしています。

議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される地方公共団体の意思決定機関であり、市民の信託に応えるべく、市民意思を的確に市政に反映させることが求められています。

また、地方自治法に規定されている権限に基づき「市政運営が適正に執行されているかを監視すること」や「政策を立案すること」を規定しています。



宇都宮市議会

第8条 議員の責務

(議員の責務)

第8条 議員は、誠実に議会活動を行うとともに、その活動状況を積極的に市民に公表するよう努めなければならない。

【解説】

第8条では、議員の責務を明らかにしています。

議員は、選挙によって選ばれた市民の代表者であり、その信託に応えるべく、誠実に議会活動を行う必要があります。

議員は、市民の代表者という職務の性質上、議会の活動状況を積極的に市民に公表し、市民と情報を共有することが求められています。

第3節 執行機関

第9条 市長の責務

(市長の責務)

第9条 市長は、本市を代表し、総合的に市政を運営する。

【解説】

第9条では、地方自治法に定められている機関としての市長の役割を確認しています。

市長は、地方公共団体の長として、市を統轄し、市のいわば「顔」として代表するという統轄代表権(地方自治法第147条⁹)や事務の管理執行権(地方自治法第148条¹⁰)を有しています。

□ 統轄代表権

「統轄」とは、市が行う事務全般について、市長が総合的統一を確保する権限を有していることを意味しています。

市長もまた、選挙によって選ばれた住民の代表者であり、その信託に応える必要があります。また、市長は、本市にふさわしい自治を実現するため、公正、公平、誠実に市政を遂行しなければなりません。

□ 事務の管理執行権

市長は、自らが統括する地方公共団体の事務について、包括的に管理し、執行する権限を有しています。

そのため、法律や政令により、他の執行機関の権限とされていない事務については、市長が当然に市長の権限の一部として処理することができることとなります。

⁹ 地方自治法第147条(統括代表権)

「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」

¹⁰ 地方自治法第148条(管理執行権)

「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」

第10条 執行機関の責務

(執行機関の責務)

第10条 執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、誠実にその権限に属する事務を執行するとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めなければならない。

2 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

【解説】

第10条では、地方自治法に定められる執行機関の役割（誠実な事務執行、適切な職員の指揮監督）を確認するとともに、市民のための自治を確立するための行動規範（公共的活動への協力と必要な支援、職員の能力向上）を明らかにしています。

第1項 誠実な事務執行と公共的活動への必要な支援

第1項では、執行機関が、市民に対して実施する事務に関する責務を示しています。

執行機関には、市長のほか、法律により設置される委員会や委員があります（地方自治法第138条の4第1項¹¹）。これらの執行機関は、市長のもとで、相互に連携を図りながら、その権限に基づく事務を適正に執行し、すべてが一体として、行政としての機能を発揮することが求められています（地方自治法第138条の3第2項¹²）。

また、本項は、市民のための自治を確立するために、まちづくりに寄与する公共的活動に対して積極的に協力し、必要な支援に努めることを明らかにしています。

「積極的に市民福祉の増進を図るため」の「まちづくりに寄与する公共的活動」とは、執行機関が協力し、支援する公共的活動の範囲を表しています。公共的活動は、この条例においては、市民間の共通の便益につながる活動を指しており、「まちづくり」よりも広義で、多義的な使い方を行っています。市民間の自由で自発的活動である公共的活動については、市民の自主性を尊重しながら、積極的に市民福祉の増進が図られるものと認めら

¹¹ 地方自治法第138条の4第1項（委員会・委員の設置）

「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」

¹² 地方自治法第138条の3第2項（執行機関の組織の原則）

「普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」

れる場合で、市政を補完していくような活動に対しては、執行機関が支援していくこととしています。

第2項 職員の指揮監督と能力向上

第2項では、執行機関が、執行機関を構成する職員に対してなすべき職務上の責務とその能力向上への支援を表しています。

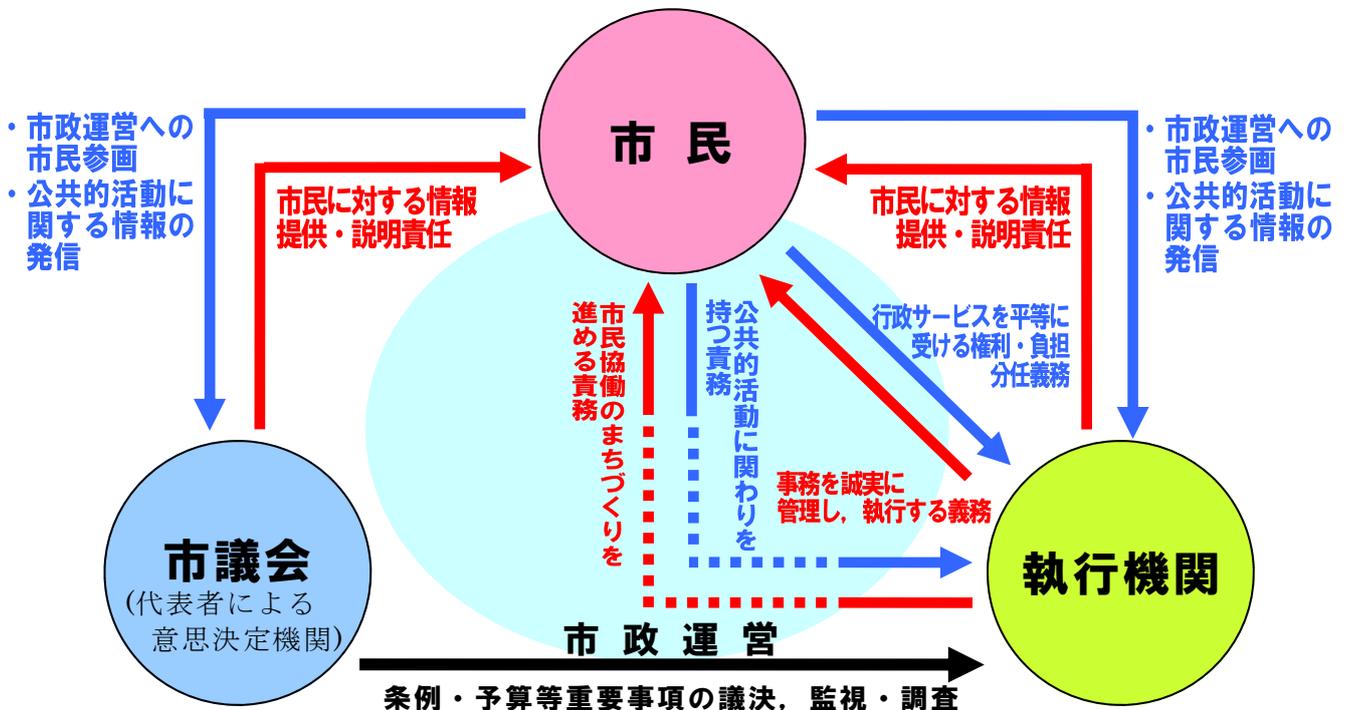
ここでは、執行機関が指揮監督を適切に行うことを決めました（地方自治法第154条¹³参照）。

この適切な指揮監督が第6条第3号の効率性及び有効性の確保につながります。

また、執行機関は、その職員の能力向上と能力発揮に努めるという責務を明らかにしています。

この「職員の能力向上」は、職員を社会資源のうちの人的資源（マンパワー）であるとともに、本市にとって第6条第3号にあるような経営資源であると捉え、そのスキルアップが効率性の向上につながっていくという考え方に基づいています。

<市民・議会・執行機関の関係>



¹³ 地方自治法第154条（職員の指揮監督）

「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」

第 11 条 職員の責務

(職員の責務)

第 11 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。

【解説】

第 11 条では、法令に基づく職員個人の行動規範を定めています。

日本国憲法第 15 条第 2 項¹⁴において、公務員が全体の奉仕者であることが定められています。これに基づき、具体的には地方公務員法第 30 条¹⁵や第 35 条において、職員の職務専念義務が定められています。

□ 「全体の奉仕者」

「全体の奉仕者」とは、職員が市民全体の奉仕者であり、市民の一部の奉仕者ではないことを意味しており、職員は公共の利益のために勤務しなければならない、特定の人たちの利益に奉仕するものではありません。

□ 「公正、公平かつ誠実」

「公正、公平かつ誠実に職務に従事」するとは、職員が職務に従事する際の原則を 3 つに区分して示しています。

「公正」とは、第 6 条第 5 項に沿った、法令に則した適法な行政の原則を言います。

「公平」とは、全体の奉仕者としての偏りのない行動の原則を言います。

「誠実」とは、公務員であることにより求められる、法令に根拠を置く、法令の制約下での執行の原則を言います。

□ 「職務に専念」

「職務専念義務」とは、就業時間中は職務に専念し、それに抵触するような行為をしないことを意味します。

地方分権改革に伴い地方行政の事務の範囲が拡大し、専門化してきた状況においては、職員の公正・公平かつ誠実な職務執行がさらに求められています。

¹⁴ 憲法第 15 条第 2 項

「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」

¹⁵ 地方公務員法第 30 条（職員のサービスの根本基準）

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

第4節 行政経営手続

第12条 行政経営手続

第12条 市長は、毎年、市政運営の基本方針を明らかにしなければならない。

- 2 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、財政の健全性を確保するとともに、市民福祉の増進を図るものとしなければならない。
- 3 市長は、財源及び人員の最適な配分が図られるよう定期的に検証し、その効率化を図らなければならない。
- 4 市長は、市有財産を適正に管理し、公正かつ合理的に活用しなければならない。
- 5 市長は、財政事情の公表その他の手段を通じて、本市の財政状況を分かりやすく市民に伝えなければならない。

【解説】

第12条では、市民のための自治を確立するため、第6条で定める「市政運営の基本原則」に基づいて行われる、行政経営¹⁶手続について明らかにしています。

第1項 市政運営の基本方針

本市にふさわしい自治を実現するため、基本的な方針を示すものです。

本市では、市長が、毎年最初の市議会定例会において、「施政方針」を明らかにしています。

「施政方針」とは、向こう1年間の市政運営に対する基本的な考え方や重要施策、予算編成の基本方針等を明らかにするものです。

第2項 財政の健全性

限りある市の収入を効率的に活用し、安定した行政経営を行っていくため、財政面での健全性を図ることを明らかにするもので、地方財政法第1条¹⁷の趣旨を確認するものです。

¹⁶ 「行政経営」：行政の究極の目的である「市民満足の向上」を図るため、優れた企業の経営理念・手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立って、自らの判断と責任で行政活動を展開していこうとするものです。

¹⁷ 地方財政法第1条（目的）

「この法律は、地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。」

本市では、5年を計画期間とする「中期財政計画¹⁸」を作成し、将来の財政収支の見通しを踏まえながら、財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにしています。

第3項 財源及び人員の適正配分の定期的検証

第6条で定める「効率性及び有効性の確保」及び「透明性の確保」の原則を念頭に置きながら、本市の行財政資源が合理的で適切に配分されているか、各種の行政活動を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならないことを定めています。

本市では、毎年度、総合計画実施計画の改定や予算編成、組織・定員の見直しなどを実施しており、こうした様々な機会を通じて、行財政資源の適正配分に取り組んでいます。

また、これらの取組に当たっての判断材料を導き出す手法の一つとして、「行政評価（政策評価・施策評価・事務事業評価）」を行っており、個々の施策・事務事業について、「当初想定した目標を着実に達成しているか」、「優先化・重点化を図るべき取組は何か」などの視点から検証を行っています。

なお、行政評価結果については、ホームページ等で公表しています。

◆ 行政評価とは

行政評価とは、総合計画で掲げた政策・施策、及びこれらを構成する事業を評価し（Check）、評価の過程で発見された課題を見直し（Action）、計画・予算等に反映させ（Plan）、新たな目標値を定めて事業を実施（Do）していく、という一連のサイクルを通じて、総合計画の着実な推進と、効果的かつ効率的な行政運営を図るために実施されるものです。

この一連の取組により、透明性が高く、また、成果を重視した、市民本位の行政運営への転換を図ります。

第4項 市有財産の適正管理

本市は、自らが保有する財産を、適正に管理しなければならないことはもちろんのこと、その財産を公正に、また、合理的に活用しなければならないことを定めています。これは、地方財政法第8条¹⁹の内容を確認するほか、本条例第6条第6号とあいまって、効率性及び有効性の原則に加え、さらに市有財産活用面での公正及び合理性を求めています。

¹⁸ 「中期財政計画」: 将来の市の歳入と歳出の見通しから財政運営上の課題を明らかにし、今後の財政を健全に運営していくために、宇都宮市が独自に作成しているものです。

¹⁹ 地方財政法第8条（財産の管理及び運用）

「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」

第5項 財政状況の公表

ここでは、市政に関する情報のうち、財政面における情報の透明性を図ることを述べています。

本市では、地方自治法第243条の3第1項²⁰や「宇都宮市『財政事情』の作成及び公表に関する条例（昭和23年条例第179号）」に基づき、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、さらにバランスシート²¹や行政コスト計算書²²など、財政に関する分かりやすい資料を作成し、広報紙や市ホームページ等、様々な手段で公表し、本条第2項の財政の健全性の確保が図られているかどうかを市民が判断できるよう伝えています。

²⁰ 地方自治法第243条の3第1項（財政状況の公表等）

「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」

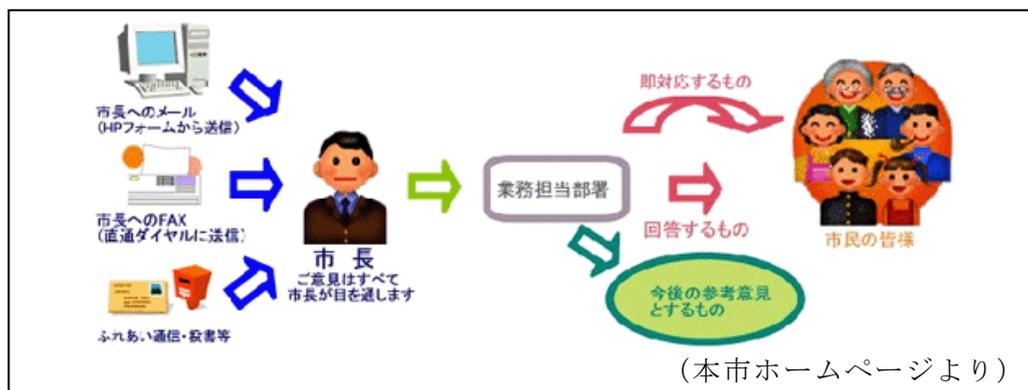
²¹ 「バランスシート」：バランスシート（貸借対照表）とは、土地や建物などの財産（資産）と、その財産を持つために使ったお金の調達方法（負債・正味資産）の年度末時点の残高を表したものです。

²² 「行政コスト計算書」：行政コスト計算書（損益計算書）とは、人的サービスや給付サービスにかかった経費（コスト）と、そのお金の出所（収入）を、1年間の総額で表したものです。

第5節 市政運営への市民参画

この節では、市民のための自治を実現するため、市が主催・共催する会議等に市民が参加することにより、直接市政運営へ参画する手段を規定しました。

本市では、この節に定める参画手段以外にも、「宮だより」（メール、FAX、身近な施設からの専用便箋・封筒により、市長へ直接御意見を頂くもの）その他時代に沿った形態で、市民との意見交換を行っています。



第13条 附属機関等

(附属機関等)

第13条 執行機関は、附属機関等（審査会、審議会その他の附属機関及びこれらに類する合議制の機関をいう。以下同じ。）の委員を選任するに当たっては、その設置の目的に応じ、委員を公募しなければならない。

2 附属機関等は、特に理由がある場合を除き、会議を公開しなければならない。

【解説】

第13条では、市の政策形成過程における公正の維持や透明性の向上を図り、市民のための自治を実現するための市民参画手段として、附属機関等への参加について定めています。

第1項 附属機関等の委員の公募

市には、法令、条例、要綱等の規定により、多くの審議会、委員会等が置かれています。第1項では、市民の市政に対する参加の機会を保障するため、附属機関等の委員を、その設置目的に応じて公募することを定めました。これは、本条例第6条第1項の市民意思の尊重を具体化するものと言えます。

□ 「附属機関等」

「附属機関等」のうち、「附属機関」とは、法律・条例により設置する審査・諮問・調査のために執行機関に置かれる機関です。具体的には、情報公開審査会、環境審議会などが挙げられます。

また、これらに類するものとしては、行政改革推進懇談会など、重要な施策に関する懇談会、懇話会などが挙げられます。

本市では、「審議会・委員会制度の改善に関する指針」、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に基づき、公募委員制を導入しています。



第2項 附属機関等の会議の公開

第2項では、市政の透明性を図り、市政への理解を深めるため、原則として会議を公開することを決めました。

本市では、「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づいて、特に理由がある場合を除いて、原則として会議を公開しています。

□ 「特に理由がある場合」

「特に理由がある場合」とは、「附属機関等の会議の公開に関する要領」の中で、次のように例示されています。

- ① 法令又は条例の規定により会議が非公開とされているとき
- ② 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき など

例えば会議を公開することにより、特定個人の権利利益を侵害してしまうような場合には、個人の権利利益を保護する必要があるため、会議は非公開とされます。

第14条 意見公募手続

(意見公募手続)

第14条 執行機関は、主要な政策等を策定するに当たっては、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定をしなければならない。

【解説】

市民がさらに幸せに暮らせるまちを築き上げていくために、執行機関だけで考えるのではなく、広く市民の声を聞き、ともに本市の目指すまちを実現していくことが必要となります。

そこで、第14条では、市の重要な政策等を策定する際には、市民に対して意見を求め、その意見を踏まえた上で、政策等の決定をしなければならないことを定めています。

これは、市民が政策等の策定・決定過程に関与することで、市民のための自治を実現するための市民の市政参画の機会を保障しています。また、市政の公正と透明性を図ることによる、開かれた市政の推進を目指すものです。

具体的には、意見公募手続（パブリックコメント）を指しています。

□ 「主要な政策等」

ここでの「主要な政策等」とは、総合計画などの市の基本的な施策計画に関するものや、市民の権利を制限したり、新たに義務を課したりするなど、市政運営に関する重要な事項を言います。

詳細は次の意見公募手続の対象となる事案で説明します。

□ 意見公募手続（パブリックコメント）

(1) 意見公募手続とは

意見公募手続とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報や専門的知識を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続を言います。

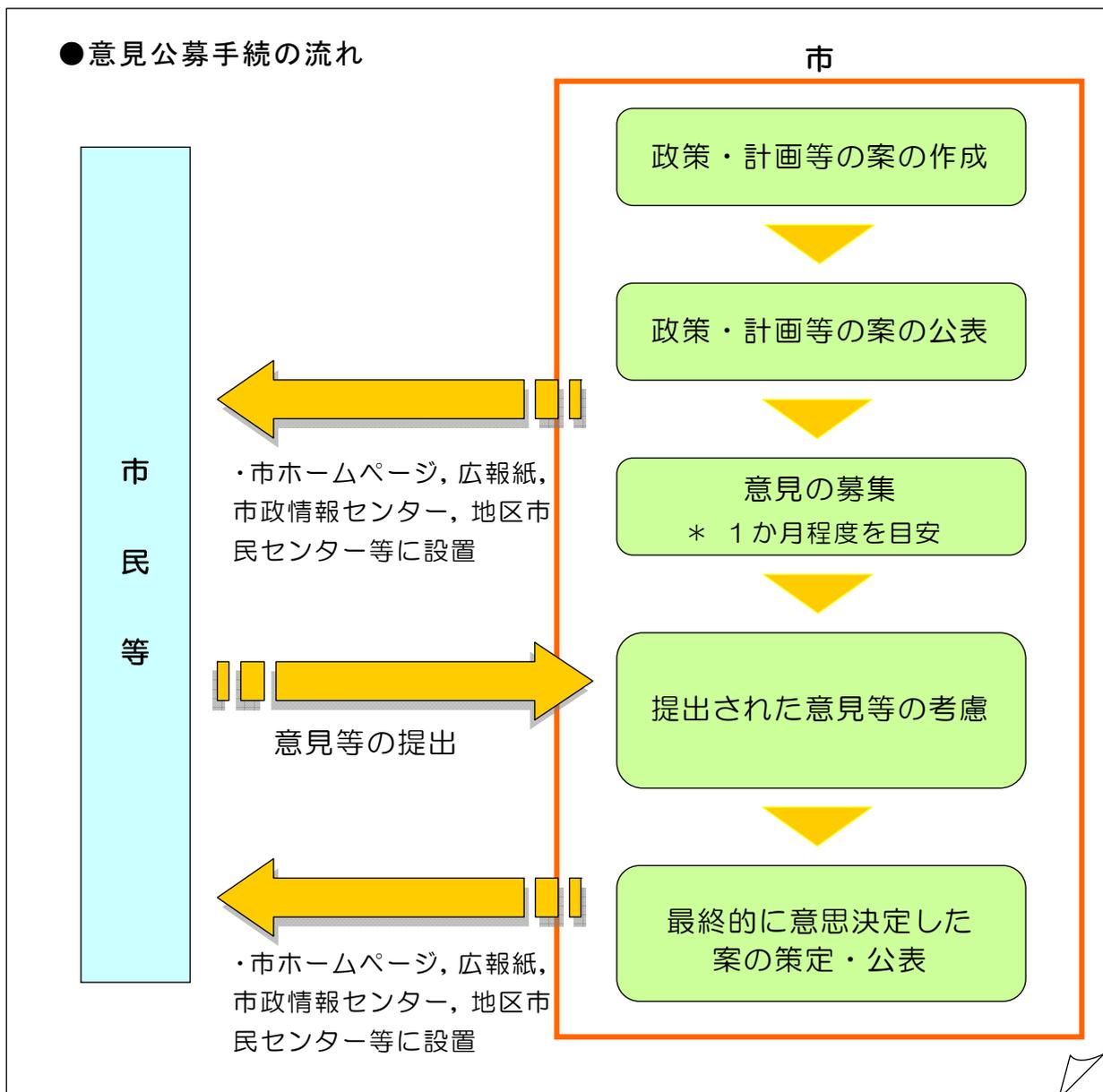
本市では、平成14年から、宇都宮市パブリックコメント制度実施要綱（平成14年告示第139号）を施行し、既に制度を導入しています。

(2) 対象となる事案

意見公募手続の対象は、次の項目に当たるもので、市民生活に広く影響を与え、実施機関（市長、消防長、上下水道事業管理者、教育委員会）が必要と認めるものとされています。

- ① 総合計画その他の市の基本的な施策を定める計画や個別の分野における施策の基本的事項を定める計画、大規模な拠点開発や施設整備計画の策定・改定

- ② 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例や，市民に対し義務を課し，権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収，負担金・使用料・手数料の徴収に関するものは除く。）の制定・改廃に係る基本となる方針



第15条 住民投票

(住民投票)

第15条 市は、市政に係る特に重要な事項について、直接に住民の意思を確認する必要があると認めるときは、事案ごとに別に条例で定めるところにより住民投票を実施し、その結果を尊重しなければならない。

【解説】

第15条では、政策形成過程において市民が市政へ直接参画する手段として、住民投票を定めています。

現在でも、地方自治法において、住民²³・議員²⁴・市長²⁵が、住民投票を実施するための条例の制定を請求・発議し(条例制定請求権)、その条例を制定した上で住民投票を実施することが可能となっています。

□ 住民投票とは

住民投票とは、間接民主制(=議会制度)を補完し、住民の総意を的確に把握するために実施されるもので、住民が自らの意見を直接表明する機会となるものです。

□ 「市政に係る特に重要な事項」

ここで「市政に係る特に重要な事項」とは、市が行う施策・事業において、住民に直接その賛否を問う必要があるもので、かつ、市や住民全体が直接に利害関係を有する事項が考えられます。

その具体的な内容については、本市では、市町村合併や原子力発電所の設置などの住民投票を行う必要が生じている案件に応じて、個別具体的な条例を別途定めることにより、明らかとなります。

²³ 地方自治法第74条第1項(条例制定・改廃請求権)

「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。」

²⁴ 地方自治法第112条第1項、第2項(議員の議案提出権)

「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。」

²⁵ 地方自治法第149条第1号(長の担当事務:長の議案提案権)

「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。」

□ 「事案ごとに別に条例で定めるところにより」

「事案ごとに別に条例で定めるところにより」とは、本市における住民投票が、住民の賛否を問おうとする個別の事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定して実施するものであることを定めています（非常設型）。

本市においては、住民投票が間接民主主義制度を補うものであって、住民、議会、執行機関（市長、市職員等）の三者が納得した上で、実施の可否を決定するべきであるとの考え方の下、非常設型の住民投票を採用しています。

なお、杉並区や川崎市等のように、自治基本条例や住民投票条例などに、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な事項をあらかじめ定めておき、住民投票の必要性が生じた場合には、要件さえ整えばすぐに実施できる形態の住民投票もあります（常設型）。

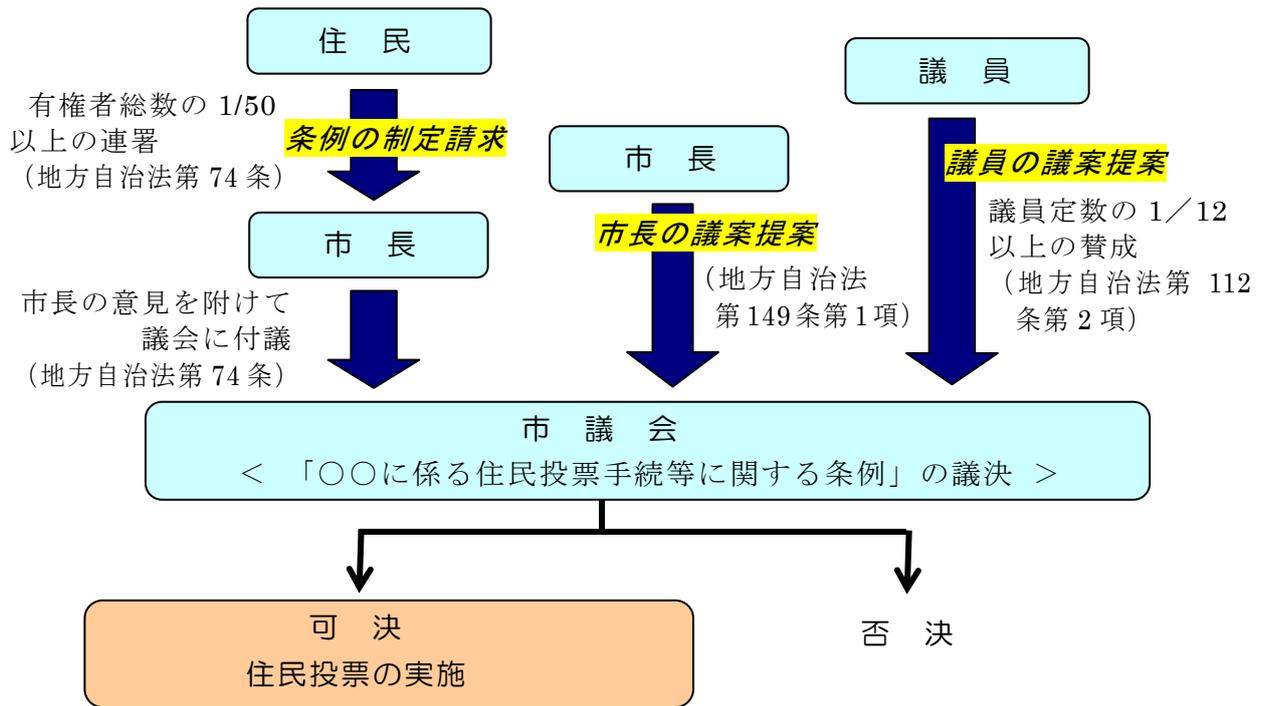
□ 「その結果を尊重しなければならない」

この条例に基づく住民投票については、「市長や議会が、その結果に必ず従う」というように投票結果によって市長や議会の意思を拘束することはできません。なぜなら、間接民主制により市政を執行しようとする現行の法制度原理と整合しないからです。

したがって、条例により住民投票を行う場合には、その結果を尊重して全市民的な視点で、あらためて市長や議会の判断がなされることとなります。

そのため、結果を尊重するということは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票の結果を十分に検討し考慮しながら、意思決定を行っていくことを表しています。

●本市の住民投票の実施までの流れ



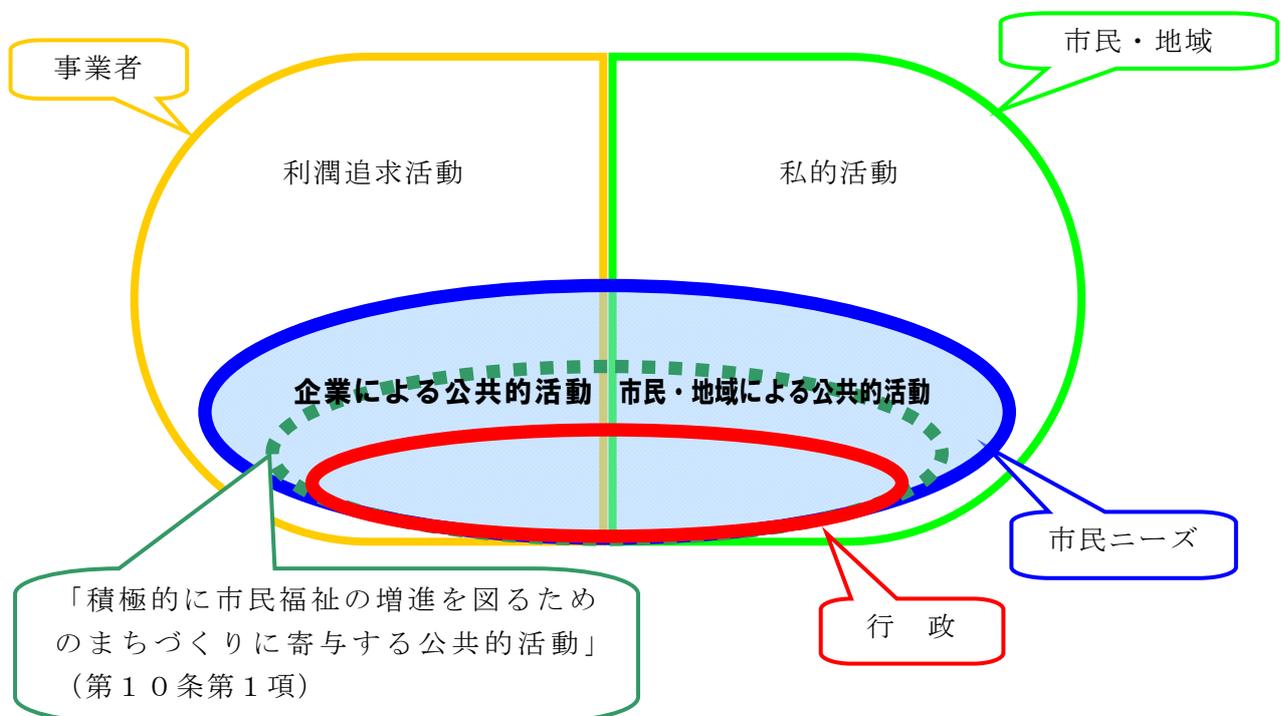
第4章 公共的活動

社会情勢の変化や価値観の多様化に伴って、市民ニーズが多様化・高度化し、行政だけではこれらのニーズに対応することが質・量ともに困難になってきました。

この市民のニーズは、様々なレベルのものが存在します。行政が主体となって解決すべき課題から、地域に存在する多様な主体により解決できる課題まで幅広くあります。

公共的活動は、「市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動」（第2条参照）、言い換えると、市民が自発的に課題解決に取り組む活動であり、行政活動とは異なるものですが、その活動の成果が行政目的と同様に公共性を持っているものも多くみられます。市民ニーズの動きに着目し、自治を広義に「市民のための便益の増進活動」ととらえた場合に、市民ニーズに沿ってより効率的に課題解決を行っていくためには、公共的活動が各主体によって、話し合い、助け合いや連携のもとに行われるとともに、行政との協力関係にあることが重要になってきます。

第4章では、多様な主体によって公共的活動を実践していくための、最小限のルールを定めました。



第16条 地域活動団体の役割

(地域活動団体の役割)

第16条 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。

【解説】

第16条では、公共的活動の担い手である地域活動団体の役割を定めています。

□ 「地域活動団体」(第2条第5号参照)

「地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体」を言います。

具体的には、自治会、地域まちづくり組織等が挙げられます。

□ 地域活動団体の役割

地域社会や地域活動団体は自治の原点であり、市民は、世代を超え、また、国際共生の考え方のもと、文化を超え、まわりの人々と対話することを通じて、公共的活動に協力し地域力を強めていくよう、地域における公共的課題の解決に努めなければなりません。

また、地域主体のまちづくりを実現するに当たっては、各地域区分の特性を活かした将来的な展望を共有するとともに、それを実現するために必要な公共的活動を通して、各地域がさらに活性化していくよう、取り組んでいくことが求められ、地域活動団体は、その中心的な役割を担っていくことが期待されます。

□ 公共的活動と地域

本市においては、現在、各種の公共的活動の内容に応じて、自治会連合会、小学校区、中学校区等それぞれに地域区分がなされ、それらが重なり合っている状況にあります。

地域においては、自治を担う各主体(市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等)が協力して、公共的活動を行っていく必要があります。

考える会議での議論では…

より良い公共的活動が実施されていくためには、小学校区など住民の生活圏の実態に配慮したより身近な地域で、地域社会との信頼関係や協力関係が構築されることが望まれます。

との意見もありました。

第17条 非営利活動団体の役割

(非営利活動団体の役割)

第17条 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の公共的活動を先導し、及び協力しながら、その補完に努めるものとする。

【解説】

第17条では、公共的活動の担い手である非営利活動団体の役割を定めています。

□ 非営利活動団体（第2条第6号参照）

「自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体（地域活動団体を除く。）」を言います。

例えば、特定非営利活動法人のほか、各種ボランティア団体等が含まれます。

□ 非営利活動団体の役割

現在のように価値観が多様化した社会においては、市や地域活動団体が担うことができない公共的役割を、非営利活動団体が担うケースが数多くみられ、自治の主体として非常に重要な地位を占めていると言えます。

そのような非営利活動団体は、他の自治を担う主体（市、地域活動団体、事業者等）と十分に連携し、協力していくことで、さらにその活動の成果を上げていくことが期待されます。

□ 「他の公共的活動を先導し」

非営利活動団体は、同じ志を持った市民の集合体であることから、一人の市民が公共的活動を実施する場合よりも、大きな力を持って公共的活動を実施することができます。そこで本条では、非営利活動団体が、他の公共的活動を行う主体を先導していくことを定めています。

□ 「補完」

市民のための自治を確立するために、市民一人ひとりでは解決できない公共的な課題を解決していくために、市民等が相互に連携を図る必要があります。

私たちが目指す、市民がさらに幸せに暮らせるまちを築いていくため、その活動が自らの団体で完結するのではなく、他の公共的活動を担う主体とも連携し、社会のニーズに答えていくよう努めていくことが求められています。

第18条 事業者の役割

(事業者の役割)

第18条 事業者は、市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持に努め、自らも公共的活動に協力するものとする。

2 事業者は、自然環境及び良好な居住環境が守られるよう配慮するほか、自ら進んで社会的責任を負担しなければならない。

【解説】

第18条では、公共的活動の担い手である事業者の役割について定めています。

事業者は、これまでも事業活動を通して、雇用の創出や納税などの社会的責任を果たすことによって、地域社会に貢献しており、また積極的に貢献活動を行っています。

その事業者の活動は、個人の活動と比較すると、地域社会に与える影響力が大きいことから、事業活動に支障のない範囲で、他の主体との協働や法令遵守などを事業者の役割として条例に位置付けました。

□ 事業者（第2条第7号参照）

「市内において事業活動を行う企業その他の団体（前2号に定めるものを除く。）」を言います。

第1項 市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持

ここでは、事業者が、市民の就業と就業外の活動との均衡の保持に努めることや事業者自身が公共的活動に協力すべきことを定めています。

事業者は、市民の就業と就業外の活動との均衡（いわゆるワーク・ライフ・バランス）が実現されるよう努めなければなりません。

ここでの「市民」とは、市民社会における一市民としての従業員、その従業員の家族、その属する地域社会の人々を含め、広くとらえています。

市民が地域社会を構成する市民の一人として、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、さらに地域における公共的活動に円滑に参加し、地域社会に貢献できる人材として育成されていくよう配慮することにより、事業者自らが直接的に公共的活動に協力するとともに、間接的にも協力することができます。

第2項 事業者の社会的責任

ここでは、事業者が、地域社会の一員として、進んで社会的責任を重視し、公共的活動に貢献していく責務があることを確認しています。

このうち、市民の住環境や地球環境に配慮すべきことは、地域とともに暮らす者として、事業者が最初に認識しなければならない責務ととらえています。さらに、社会的責任として、労働環境に対する配慮、消費者に対する説明責任等が挙げられます。事業者の社会的責任は、CSR（Corporate Social Responsibility）と呼ばれています。

事業者は、事業者としての生産性を向上させる一方で、積極的に社会的責任を果たすことが期待されています。

◆ CSR活動例

※これらの取組は一例です。

- ・地域社会貢献活動（地域清掃活動、地域祭事参加・寄付など）
- ・環境貢献活動（環境対応型商品の製造販売、資源物の回収・リサイクル活動など）
- ・福祉貢献活動（福祉団体への寄付・貢献、福祉施設ボランティアなど）
- ・品質管理・顧客対応貢献活動（認証取得、顧客対応窓口設置など）



第19条 自立及び互助

(自立及び互助)

第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。

【解説】

第19条では、公共的活動は、自分の身の回りの小さな範囲から対応していくべきこと、いわゆる「補完性の原則²⁶」を明らかにしています。

□ 自立と互助

地域の実情を考慮せず、全市一律に実施される取組は、地域の個性をなくしてしまうおそれがあるなどの様々な問題が生じます。そのため、身近な地域の課題は、地域で解決する方が、公共的活動の必要性を地域で共有することができることから、より幸せなまちを築くことにつながっていくと言えます。

何を公共的活動ととらえ、どこまでを公共的活動としてみんなで行っていかなければならないかについては、時代や地域の状況によって異なるものであることから、その時々で、その地域ごとで、みんなで互いに話し合っ決めていく必要があります。

ここでは、助け合いの精神を公共的活動の根幹にすえ、公共的活動にかかわる者、すなわち市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等が相互に連携しながら、状況に応じて、公共的活動が個から公共まで広がりを持って行われていくイメージを明らかにしています。

²⁶ 補完性の原則

個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率的なことを家族や地域社会といった小さな単位が、さらに、小さな単位では不可能なことを、市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくという考え方をいいます。つまり、身近な地域の課題は、より身近なところで解決されなければならないとする考え方です。

この概念は、EU（欧州連合）と各加盟国との間で締結された欧州連合条約（マーストリヒト条約）で採用されています。

第20条 情報共有

(情報共有)

第20条 公共的活動にかかわる者は、公共的活動に関する情報を積極的に発信し、その共有に努めるものとする。

【解説】

第20条では、公共的活動にかかわる者が、互いに公共的活動に関する情報を積極的に発信し、共有していくことを定めています。

□ 「公共的活動にかかわる者」

第20条や第21条では、「公共的活動にかかわる者」を主語にしています。

ここでは、これまでに登場した市民、地域活動団体、非営利活動団体や市長、議員、職員などに限定していません。つまり、全ての人々が、立場も所属する団体も関係なく、公共的活動にかかわりうるのです。

なぜなら、公共的活動にかかわる場合には、各種団体のメンバーとしてかわる場合や市民と行政が協働する場合、一個人としてかわる場合など様々な場面が考えられるからです。

□ 情報の発信と共有

協働により推進される公共的活動においては、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等が解決すべき課題を共有し、解決に向けて行動をしていくため、互いが有する情報を相互に共有することが重要となります。

そのため、ここでは、市や市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等の公共的活動にかかわる主体が、他の主体に対し情報を発信することが重要であり、各主体の相互間で情報を共有することに努めることとしています。

第21条 人材育成

(人材育成)

第21条 公共的活動にかかわる者は、絶えず自らの能力向上に取り組むほか、公共的課題を解決することができる人材の育成に努めるものとする。

【解説】

第21条では、現在の公共的活動にかかわる者、すなわち市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等の継続した能力向上と将来の公共的活動にかかわる人の育成について定めています。

□ 能力向上

公共的活動にかかわる者はすべて、絶えず自らの能力向上に励み、その能力を公共的活動に役立てていく必要があります。

ここでいう「能力向上」とは、テレビ・ラジオなどから得られる情報や読書、講演会、他の地域の人々との交流など、今後の公共的活動に生かしていきけるような日常生活の中で得られる体験や経験の積み重ねのことを言います。

□ 人材育成

また、公共的活動を継続していくためには、将来の自治を担えるような、人間力豊かな人材を育成することが、自治の最も根幹にあるべきと考えられます。

なお、あいさつ運動などの日常的に行われる活動や、子育てや高齢者世帯の見守り活動等が、地域社会において、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等、各種主体の協力の下に積み重ねられることによって、人材育成にも繋がります。



第5章 条例の趣旨の尊重

第22条 条例の趣旨の尊重

第22条 この条例は、本市の自治に関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨が最大限尊重されるものでなければならない。

【解説】

第22条では、自治基本条例の位置付けを明らかにしています。

ここでは、本市の自治にかかわる者すべてが、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないことを定めています。

この条例は、本市の自治にとって最も基本的な事項を定めるものであることから、条例という法形式を用いて、本市の意思を集約し、外部に向かって宣言し、この条例の最高規範性を表明しています。

また、既に制定されている他の条例についても、この自治基本条例の趣旨を尊重して、解釈・運用されることとなります。

宇都宮市行政経営部行政改革課
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
電 話:028-632-2039
ファックス:028-632-5425
E-mail:u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jp